

一般廃棄物処理基本計画改定業務委託

見積仕様書

令和6年8月

森

町

目 次

第 1 章 共通仕様書	1
第 2 章 特記仕様書	3
1 ごみ処理基本計画改定	3
2 生活排水処理基本計画改定	5

一般廃棄物処理基本計画改定業務委託 仕様書

本仕様書は、森町（以下「委託者」という。）が計画する「一般廃棄物処理基本計画改定業務委託」に適用する。

第1章 共通仕様書

1 目的

本業務は、長期的な視点から、委託者における合理的かつ計画的な一般廃棄物処理の方向性を定め、そのために講じなければならない施策を明らかにする一般廃棄物処理基本計画の改定を行なうものである。

2 業務名

一般廃棄物処理基本計画改定業務委託

3 業務場所

森町行政区域内

4 委託期間

契約締結の翌日より 令和7年3月14日まで

5 業務項目

本業務に係る項目は、本仕様書及び特記仕様書による。

6 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。なお、成果品の作成にあたっては事前に委託者の業務担当者と協議するものとする。

- | | |
|---------------|-----------|
| ①一般廃棄物処理基本計画書 | 30 部 |
| ②上記の原稿（電子データ） | 1 式（CD-R） |

7 業務管理

- (1) 本業務の受託者（以下「受託者」という。）は、業務の円滑な進捗をはかるため十分な経験を有する管理技術者を定め、業務の全般について技術的な管理を行わせなければならない。
- (2) 受託者は、契約後すみやかに業務計画書を作成し、委託者に提出して承諾を得なければならない。
- (3) 本業務についての打合せ及び協議事項は、全て議事録を作成し、委託者に提出するものとする。

8 資料の貸与

委託者が所有し本業務の遂行上必要な資料は、所定の手続きによって受託者へ貸与するものとする。なお、貸与された資料は業務完了に併せて返却するものとする。

9 法令等の遵守

本業務の実施にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」をはじめとする関係法令等を遵守しなければならない。

10 秘密の保持

受託者は、業務の遂行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、委託者の許可なしに他の業務等に使用または公表してはならない。なお、コンサルタントとしての中立性を遵守しなければならない。

11 関係機関との協議

受託者は、本業務の内容について関係機関との協議を必要とするとき、または協議を求められた場合、その対応を行うものとする。なお、関係する官公署に関しても同様とする。

12 質疑の解釈

業務の遂行において本仕様書の内容及び本仕様書に明示されていない事項について疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議のうえ、委託者の意図を十分理解し業務の遂行に努めなければならない。

13 検査及び引渡

本業務は、委託者の検査合格をもって完了とする。なお、納品後に受託者の帰すべき理由による不備または誤りが発見された場合は、責任を持って速やかに訂正しなければならない。

14. 提出書類

受託者は業務の着手及び完了にあたって、次の書類を委託者へ提出しなければならない。

- (1) 業務着手時
 - ① 業務着手届
 - ② 管理技術者選任届（経歴書の写し添付）
 - ③ 業務工程表
- (2) 業務完了時
 - ① 業務完了届
 - ② 成果品目録
 - ③ 成果品受渡書
 - ④ 請求書

第 2 章 特記仕様書

1 ごみ処理基本計画改定

1-1 業務実施方針

昨今のごみ処理に関わる社会動向に留意し、地域に適した経済的かつ合理的なごみ処理基本計画を改定するものとする。

1-2 業務範囲

本業務の作業範囲は、次のとおりとする。

- (1) 資料収集・整理
- (2) 地域特性の整理
- (3) ごみ処理の現状把握
- (4) ごみ処理に関する課題の抽出・整理
- (5) 基本方針の設定
- (6) ごみの発生量及び処理量の見込み
- (7) ごみ処理計画
- (8) 打合せ協議

ごみ処理基本計画の内容については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項の規定に基づくごみ処理基本計画の策定に当たっての指針について」（平成 28 年 9 月 15 日環廃対発第 1609152 号 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知）に示されている内容に準拠して取りまとめるものとする。

1-3 資料収集・整理

本業務の実施にあたり、必要となる既存資料等を収集・整理する。

1-4 地域特性の整理

行政区域内の諸条件について整理する。

- (1) 自然環境（位置、地形、地質、水系、気象 等）
- (2) 社会環境（人口、産業、観光、交通 等）
- (3) 将来計画（総合計画 等）

1-5 ごみ処理の現状把握

- (1) ごみの排出実績
ごみ排出量の実績に関するデータについて、原則として過去 5 年間を整理し、家庭系ごみ（もしくは計画収集）、事業系ごみ（もしくは直接搬入）別に排出動向を把握、整理する。
- (2) ごみの排出抑制・再資源化
ごみの排出抑制・再資源化の状況について、主に次の項目について実績を把握、整理する。
 - ・集団回収（支援制度 等）
 - ・生ごみの自家処理（コンポスト容器、生ごみ処理機）の助成制度 等
- (3) 収集・運搬
ごみの収集・運搬の状況について、実施体制、実施方法、分別区分、資源ごみの回収方法などを把握、整理する。
- (4) 中間処理
ごみの中間処理の状況について、原則として過去 5 年間の実績を把握、整理する。
- (5) 最終処分
ごみの最終処分の状況について、原則として過去 5 年間の実績を把握、整理する。
- (6) ごみ処理関連法令の動向
昨今のごみ処理関連法令の改正・制定について、特に一般廃棄物の処理に関わる事項についてその動向を整理する。

1-6 ごみ処理に関する課題の抽出・整理

ごみ処理の現状やごみ処理関連法の動向などを踏まえ、委託者におけるごみ処理の課題をごみ処理の工程ごとに抽出、整理する。

- (1) 排出抑制・再資源化に関する課題
- (2) 収集・運搬に関する課題
- (3) 中間処理に関する課題
- (4) 最終処分に関する課題

1-7 基本方針の設定

- (1) 基本方針の設定

循環型社会の構築、地域環境の保全、効率的な廃棄物処理体制の構築など、現在ごみ処理に求められる要求に対して、委託者が進めていくべき施策の基本方針をとりまとめる。

- (2) 計画の目標年次の設定

上記の基本方針を達成していくための目標年次を設定する。

- (3) 計画の対象区域の設定

ごみ処理基本計画における対象区域を設定する。

1-8 ごみの発生量及び処理量の見込み

計画目標年次におけるごみの発生量及び処理量の見込みは、将来人口の予測、減量効果等を勘案して、ごみの種類別に定めるものとする。

- (1) 行政区域内人口の推計

過去 10 年間以上の住民基本台帳人口をもとに統計手法により目標年次における将来人口を推計する。

- (2) 家庭系ごみの排出量推計

過去 5 年間以上の家庭系ごみ（主に計画収集ごみ）の実績をもとに国・道で定める減量目標を考慮したごみの排出量を推計する。

- (3) 事業系ごみの排出量推計

過去 5 年間以上の事業系ごみ（主に直接搬入ごみ）の実績をもとに国・道で定める減量目標を考慮したごみの排出量を推計する。

- (4) 処理区分ごとの排出量推計

ごみ処理体系及び資源ごみの分別区分に応じた処理区分ごとの排出量を推計する。

1-9 ごみ処理計画

ごみ処理の現状、基本方針、ごみの発生量等を見込みを踏まえ、講じなければならない施策を明らかに、ごみ処理計画として取りまとめる。

1-10 打合せ協議

委託者との打合せ協議は、初回打合せ、中間打合せ 1 回、最終打合せ及び成果品納入時を基本とし、これらの他に打合せ協議の必要が生じた場合は、適宜対応するものとする。

- (1) 初回打合せ
- (2) 中間打合せ（1 回）
- (3) 最終打合せ及び成果品納品

2 生活排水処理基本計画改定

2-1 業務の範囲

本業務の作業範囲は、次のとおりとする。

- (1) 資料収集・整理
- (2) 地域特性の整理
- (3) 生活排水処理の現状把握
- (4) 基本方針の設定
- (5) 生活排水の処理計画
- (6) し尿・汚泥の処理計画

生活排水処理基本計画について「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づく生活排水処理基本計画の策定に当たっての指針について」（平成2年10月8日衛環第200号 厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）に示されている内容に準拠して取りまとめるものとする。

2-2 資料収集・整理（ごみ処理基本計画に含む）

本業務の実施にあたり、必要となる既存資料等を収集・整理する。

2-3 地域特性の整理（ごみ処理基本計画に含む）

基礎的事項として計画処理区域内の諸条件について整理する。

- (1) 自然環境（位置、地形、地質、水系、気象 等）
- (2) 社会環境（人口、産業、観光、交通 等）
- (3) 将来計画（総合計画 等）

2-4 生活排水の排出状況の把握

生活排水の排出状況、浄化槽設置状況を整理する。

- (1) 生活排水処理状況の整理
次の事項について整理する。
 - ・生活排水の処理体系
 - ・生活排水の排出状況
 - ・生活排水処理率
 - ・生活排水処理に係る問題点
- (2) し尿等収集処理状況の整理
次の事項について整理する。
 - ・収集区域の範囲
 - ・収集運搬の方法
 - ・収集実績
- (3) 浄化槽設置状況の整理
浄化槽台帳から浄化槽の設置状況を、①合併処理・単独処理、②その他の地区に区分して、設置基数と処理人槽を整理する。
- (4) 処理形態別人口の実績整理
生活排水処理の実態を処理形態別人口として整理する。

2-5 基本方針の設定

- (1) 基本方針の設定
「生活環境の保全及び公衆衛生の向上」の観点から、生活排水処理に係る理念、達成目標及び生活排水処理施設整備の基本方針を取りまとめる。
- (2) 目標年次の設定
本計画の計画目標年次を定める。
- (3) 計画処理区域の設定

本計画の対象とする区域を明らかにする。

(4) 生活排水の処理主体

計画目標年次における生活排水処理の区分別に処理主体を明確にする。

2-6 生活排水の処理計画

生活排水処理の現状、基本方針、し尿及び浄化槽汚泥の発生量等の見込みを踏まえ、講じなければならない施策を明らかに、生活排水処理計画として取りまとめる。

2-7 し尿・汚泥の処理計画

し尿及び浄化槽汚泥の処理について実績を把握するとともに、生活排水対策を考慮したし尿及び浄化槽汚泥の処理計画を定める。

(1) し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

- ・ 排出量の推計
- ・ 処理計画

2-8 打合せ協議（ごみ処理基本計画に含む）

委託者との打合せ協議はごみ処理基本計画改定に含むものとするが、別途打合せ協議の必要が生じた場合は適宜対応するものとする。